

静県薬第746号
令和6年1月26日

各地域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

「令和6年能登半島地震」におけるJPALS認定薬剤師への特別対応について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年1月24日付け日薬業発第385号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；伊藤
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：itou@shizuyaku.or.jp



日薬業発第 385 号
令和 6 年 1 月 24 日

都道府県薬剤師会 生涯学習担当役員 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

「令和 6 年能登半島地震」における JPALS 認定薬剤師への特別対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会生涯学習支援システム JPALS では、薬剤師認定制度認証機構の認証を取得しており、クリニカルラダー（以下、CL）レベル 5 以上は「JPALS 認定薬剤師」と認定されます。今般の能登半島地震で被災された「JPALS 認定薬剤師」の方について、下記のとおり特別対応を実施いたします。JPALS サイト上でお知らせに掲載するほか、日薬 FAX ニュース等でご案内いたしますが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

「令和 6 年能登半島地震」で被災された、以下①及び②に該当する「JPALS 認定薬剤師」について、特別対応を実施する。

【対象】

- ① 「認定期間」が 2021 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の方
 - ② 「令和 6 年能登半島地震」において被災され、実践記録提出期限である 2024 年 1 月 10 日までに実践記録の提出数が更新要件である 18 本を満たせなかった方
- ※住所地が被災地でなくとも、帰省等で被災された方を含む

【申請方法】

上記①及び②に該当し、提出数不足分の実践記録を JPALS システム上で提出し、JPALS ログイン後画面左下の「お問合せ」より申請（連絡）する。

【申請期限】

2024 年 2 月 15 日（木）

※提出不足分の実践記録提出と申請（連絡）とともに 2 月 15 日（木）まで。

以上

2024.1.24
1070番
新宿